

松江四中PTA規約

第一章 名称と事務局

第1条 本会は、松江第四中学校PTAと称し、事務局を松江第四中学校内に置く。

第二章 目的

第2条 本会は、家庭と学校と地域社会が一体となり、生徒の健全な発達と幸福の増進を図るため、互いに協力することを目的とする。

第三章 活動

第3条 本会の目的を達成するために次の活動をする。

- ①家庭と学校と地域社会とが緊密に連絡し協力して、生徒の健全な心身の発達の促進を図る。
- ②会員の教養を高め、お互いの共通理解を深めるための親睦を図る。
- ③地域の社会教育に協力し、生活環境の整備や安全確保に努める。
- ④その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第四章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者、及び本校に勤務する教職員とする。

第五章 会費

第5条 本会の会員は、生徒一人につき月額300円の会費を納めるものとする。
なお変更の場合は総会に提案し承認を得る。

第六章 会計

第6条 本会の活動に要する経費は会費、その他の収入をもって充てる。

第7条 本会の予算は役員会において編成し、これを総会に提出し決議する。

第8条 本会の決算は会計監査を経て、総会において会員の承認を得る。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第七章 役員

第10条 本会の役員は次のとおりとする。

- ①会長1名
- ②副会長数名
- ③書記若干名
- ④会計若干名

第11条 役員の仕事

- ①会長は本会を代表し、総会、役員会、運営委員会、その他の会を総括する。
- ②副会長のうち総務担当は会長を補佐し、その他の副会長は委員会を代表し、総括する。会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③書記は総会、運営委員会、役員会の通知の発送、議事の記録、文章の保管及び会の庶務を行う。
- ④会計は一切の会計事務を処理し、必要に応じて会計報告を行う。

第12条 役員の任期は一年とするが、再選は妨げない。

第八章 役員の選出方法

第13条 本会の役員は次の方法によって選出する。

- ①各地区より若干名の選考委員を選出し、その中から卒業生をもつ役員を代表として選出する。
- ②選考委員会は、会長、副会長、書記、会計の候補者を選出し、定期総会に提案し承認を受ける。

第九章 会計監査

第14条 本会の会計を監査するため2名の会計監査を置く。

第15条 会計監査は、現会長の推薦により会員から選出し、定期総会に提案し承認を受ける。

第16条 会計監査は、必要に応じて、本会の会計状況について監査することが出来る。

第17条 会計監査は、必要に応じて、役員と活動することが出来る。

第十章 会の組織

第18条 本会を運営していくため、次の機関を置く。

- ①総会
- ②全体委員会
- ③役員会
- ④運営委員会
- ⑤学年学級委員会
- ⑥成人教育委員会
- ⑦校外委員会
- ⑧広報委員会
- ⑨特別委員会

第十一章 総 会

第19条 総会は全会員で構成され、本会最高の議決機関であって定期総会は年度始めに開く。

第20条 総会は会員の過半数(委任状を含む)の参加で成立する。

第21条 総会の議決は参加者(委任状を含む)の過半数で決定する。

第22条 総会は本会の予算、決算、年間活動方針並びに新役員、会計監査の承認、その他重要な事柄を決定する。

第23条 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、及び会員の過半数の要求があった場合に開く。

第十二章 全体委員会

第24条 全体委員会は運営委員会、及び各委員会の委員によって構成される。

第25条 全体委員会は全体活動及び年間予定の検討、調整、反省等を行い、会長が必要と認めるときに開かれる。

第十三章 運営委員会

第26条 役員、各委員会の副委員長及び学校側代表によって構成し、PTAの運営について審議し、又各委員会の連絡調整を図る。

第27条 運営委員会は定例会のほかに会長が必要と認めるとき、又運営委員の過半数以上の要求のあったときに開く。

- 第十四章 役員会
- 第28条 本会の諸活動に関して検討し、処理する。
- 第29条 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 第十五章 委員会
- 第30条 各委員会は分担する業務について協議し、運営委員会の承認を得てから実施する。
- 第31条 学年学級委員会
- ①学級委員は担任と、学年代表は学年主任との連携を密にし家庭と学校の連絡調整を図る。
- ②学年学級委員会は各学級毎に会員の互選により2名選出し、更にもの中から学年代表1名を副委員長に推薦する。
- 第32条 成人教育委員会
- ①成人教育委員会は会員の知性と教養を高め、親睦を深める。
- ②成人教育委員会は各学級毎に会員の互選により1～2名選出し、学年毎に1名の副委員長を推薦する。
- 第33条 広報委員会
- ①PTA活動及び生徒の学校生活を会員に伝えるための活動をする。
- ②広報委員会は各学級毎に会員の互選により1～2名選出し、学年毎に1名の副委員長を推薦する。
- 第34条 校外委員会
- ①家庭と学校、及び地域社会と緊密に連絡し協力しあい、生徒の健全育成に努める。
- ②校外委員会は各地区毎に会員数に応じた人数を選出し、代表数名を副委員長に推薦する。
- ③校外委員は他の委員と兼任することが出来る。
- 第十六章 顧問・相談役
- 第35条 本会には顧問、相談役を置くことが出来る。
- ①顧問は本会の会長及び校長を歴任した人。
- ②相談役は本会の役員を務めた人で任期は3年以内。
- 第36条 顧問、相談役は本会の目的達成のため必要な助言を行うことができる。
- 第十七章 教職員
- 第37条 教職員は本会において次の役割を果たす。
- ①学校側代表として各委員会1名以上所属し、助言が出来る。
- ②副会長、書記、会計、会計監査に各1名所属する。
- ③校長は必要に応じて各種会合に出席する。

第十八章 付 則

第38条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定めることが出来る。

第39条 慶弔規定については別に規定を設ける。

第40条 本会会則は平成3年定期総会を経て施行する。

第41条 本会会則は平成8年定期総会を経て施行する。

本会会則は平成9年定期総会を経て一部改正し施行する。

(第2条、正常→健全に訂正)

(第10条、会計、書記2名→若干名に改正)

(第35条、顧問・相談役選出について改正)

第42条 本会会則は平成10年定期総会を経て一部改正し施行する。

(第35条、相談役選出について改正)

(第37条、教職員の書記を設ける。)

- 平成13年4月21日一部改正し施行する。
(規約改正時の表記変更、条項追加→・で表示)
(第35条、相談役の任期3年以内を追記)
- 平成14年4月26日一部改正し施行する。
(第10条、副会長5名→数名に改正)
(第13条、役員の選出方法について一部削除)
- 平成24年5月8日一部改正し施行する。
(第32条、成人教育委員会の委員選出人数を1名→1～2名に改正)
(第33条、広報委員会の委員選出人数を1名→1～2名に改正)
- 平成25年5月11日一部改正し施行する。
(第34条、校外委員会の各地区副委員長選出人数を1名→数名に改正)